

赤潮情報共有ネットワーク構築事業にかかる要件定義業務 プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、赤潮情報共有ネットワーク構築事業業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定める。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

赤潮情報共有ネットワーク構築事業にかかる要件定義業務委託

3 業務の目的

現在、鹿児島県では、例年のように赤潮被害が発生しており、赤潮被害軽減に取り組んでおり、赤潮情報の集約・伝達に関して、迅速化と省力化が課題となっている。

そこで、赤潮対策に必要な ICT ブイ等からの水温や潮流などの海況情報、赤潮プランクトンの細胞密度、ドローンやスマートフォンにより撮影した写真や衛星画像などを迅速に集約・共有し、関係者がリアルタイムで各種情報を入手できるシステム（赤潮情報共有ネットワーク）を開発することで赤潮被害を軽減すること。

4 業務の内容

（１）委託業務の内容

仕様書のとおり

（２）履行期限

令和 9 年 3 月 5 日（金）

（３）契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税を含め 13,870,000 円とする。なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力、技術的能力及び実績を有し、次の要件すべてを満たしている者とする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者
- （２） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者
- （３） 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- （４） 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- （５） 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

6 スケジュール

項 目	日 程
① 公告（実施要領等の公表）	令和 8 年 7 月 17 日（金）～令和 8 年 7 月 31 日（金）
② 質問の受付	令和 8 年 7 月 17 日（金）～令和 8 年 7 月 24 日（金）
③ 応募書類の受付	
※ 参加申込書の受付	令和 8 年 7 月 17 日（金）～令和 8 年 7 月 28 日（火）
※ 企画提案書の受付	令和 8 年 7 月 17 日（金）～令和 8 年 7 月 31 日（金）
④ 応募書類の内容確認・審査	令和 8 年 8 月上旬頃（予定）
⑤ 最優秀提案者の決定	令和 8 年 8 月上～中旬頃（予定）

※ 事前説明会は実施しない。

※ 書類の提出はすべて、午後 5 時 15 分必着とする。

7 プロポーザルの手順等

(1) 質問及び回答

ア 受付方法

本業務に関する質問がある場合は、原則として質問票（別紙様式 1）により、メールで提出すること。

イ 回答方法

上記期日までに、県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式 2）
- ② 会社概要及び業務実績等（様式 3）

イ 提出方法

電子メールのみとする。

※ 参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を電子メールで通知する。

※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式 4）
- ② 本業務及び計画書策定への提案、PR ポイント、自社の優位性等（様式任意）
- ③ 見積書（様式任意）

イ 提出方法

電子メールのみとする。

8 審査

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書の内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者（最優秀者と選考された者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

審査結果は、決定後速やかに全提案者に電子メールにて通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立は受け付けない。

9 契約予定事業者の選定

(1) 選定方法

委託予定事業者は、赤潮情報共有ネットワーク構築事業にかかる要件定義業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について、必要に応じてプレゼンテーションを求めることがある。この場合、応募者に、その日時及び場所を別途連絡する。

なお、参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が審査し、本業務委託契約の委託予定業者を選定する。

(3) 次点の繰り上げ

審査会から推薦された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとする。

10 委託予定事業者の選定結果の通知

(1) 審査の結果、上限提案価格（13,873,000 円（税込））の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり通知する。

①日時	令和8年8月上～中旬頃（予定）
②方法	すべての応募者に文書により通知する。

11 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書類は、本件業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。

(3) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。なお、提出された応募書類は返却しない。

(4) 応募書類の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(5) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(6) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。

(7) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県が定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年3月28日告示第416号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。

(8) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(9) 提出書類の内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は参加者が追うものとする。

12 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部水産振興課 栽培養殖係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- (3) 連絡先 電 話：099-286-3433（直通） F A X：099-286-5613
（土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
E-mail：youshoku@pref.kagoshima.lg.jp